当薬局が提供するサービスについて

健康保険法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等に基づく事項

◆ 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている

保険薬局　です

◆ 当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します

◆ 当薬局は、　1,648　品目の医薬品を備蓄しています

◆ 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします

◆ 当薬局は、処方箋による医師の指示のあるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います

◆ 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています

◆ 当薬局は、下記の施設基準を届出ています

・調剤基本料３のハ

・連携強化加算

・後発医薬品調剤体制加算２

・在宅患者訪問薬剤管理指導料

◆ 当薬局は、　後発医薬品調剤体制加算２　を算定しています

◆ 当薬局では、医療用医薬品だけでなく、要指導医薬品や一般用医薬品、健康食品やサプリメント等の、安全かつ適正な使用に関する助言や、皆様の健康の保持増進に関する相談を積極的に行っています。お気軽にご相談ください

指定居宅療養管理指導に係る重要事項及び運営規程の概要

指 定 事 業 者 名：大村薬局
指定事業所番号：1440445577
事 業 所 所 在 地：神奈川県横浜市中区麦田町4-102
電　話　番　号：045-623-8441

● **運営方針**

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづいて薬剤師が訪問して薬剤を管理します

● **指定居宅療養管理指導の内容**

1．主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基く指導
2．居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供
3．要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等
4．その他、療養生活向上のための指導・助言等

● **従事者**　　**薬剤師（管理薬剤師名）**

齋藤　肇

● **営業日及び営業時間**

月～金（9：00～18：30）
土（9：00～13：00）

● **利用料**

1．介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます
但し公費により負担が変わる事があります
2．居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただく場合があります

● **通常の事業の実施地域**

横浜市

● **事故発生時の対応**

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

● **苦情処理**

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます

● **その他運営に関する重要事項**

1．健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います
2．個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に対処します

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導サービスをご利用の皆様へ

当事業者の介護保険の取り扱いは、次のとおりです

● 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

● 営業日及び営業時間　　※ 緊急時は下記の時間に限りません

月～金（9：00～18：30）

土（9：00～13：00）

● 利用料金（1割負担の場合）

(一)　単一建物居住者1人の場合	518円/回
(二)　単一建物居住者2人以上9人以下	379円/回
(三)　(一)及び(二)以外の場合	342円/回

➢ 麻薬薬剤管理の必要な方は、100円追加となります

➢ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法の必要な方は、250円追加となる場合があります

➢ 在宅中心静脈栄養法の必要な方は、150円追加となる場合があります

➢ 公費により一部負担金が助成される場合があります

➢ 厚生労働大臣が定める地域においては、
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算が追加となります

在宅業務に対応できる体制を備えています

当薬局は、医療機関や介護施設と積極的に連携し、地域の在宅介護支援に取り組んでいます
具体的な取り組みは次のとおりです

● 医療材料や衛生材料の取扱いがあります

● 緊急時等の開局時間外における在宅業務に対応します

● 小児在宅（医療的ケア児等）に対応します

● 注射薬を含む医療用麻薬を取扱いできます

個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、調剤した薬剤の名称などが記載されますので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、事前にお申し出ください。

保険外サービス等の費用について

当薬局では療養の給付と直接関係のない項目（患者様のご希望に基づくサービス）については、実費負担をお願いしています。

◆ 患者様のご希望で服用時点ごとにお薬を**一包化**する場合

・ ７日分ごとに　**374円**

（※医師の指示による場合は保険適用となります）

◆ 患者様のお宅に伺い、お薬や衛生材料等をお渡しする場合の**交通費**

・ 公共交通機関を利用する場合　**実費**

・ 自家用車等を利用する場合　**１kmあたり 30円**

◆ 患者様のお宅にお薬や衛生材料等をお送りする場合の**配送費**

（代金引換の場合、別途代引手数料）

・ 配送費用　**実費**

◆ お薬をお渡しする際のプラスチック製**買い物袋**

・ レジ袋代　**１枚 ５円**

◆ **薬剤の容器代**

・ 容器代　**１個 30円**

※全て消費税を含みます

医療DXを積極的に推進しています

当薬局は、質の高い医療を提供するために、医療DXに関するデータを活用し、
さまざまな取り組みを行っています
具体的な取り組みは以下のとおりです

- オンライン資格確認を行う体制を整備しています
- マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の利用を促進しています
- 患者様の医療保険への加入状況、特定健診情報やお薬の情報等を利用し、活用する体制を整えています

※ 情報の確認ができない場合には、お声掛けさせていただく可能性があります
※ 上記、ご利用いただく場合は、顔認証付きカードリーダーで同意が必要な場合があります

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！

1.
   顔認証付きカードリーダーに マイナンバーカードを置く
2. ・同意取得 お薬情報等3つ
   ・本人確認 顔認証 or 暗証番号
   保険証登録未実施の場合 次の画面へ
3.

   ※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります
   この画面から 利用申込み
4. 登録完了
   お手数ですが、再度、同意取得画面の操作をお願いします
   マイナンバーカードが保険証として利用可能に!!
5. 利用
   ・同意取得 お薬情報等3つ

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁　総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の申込みのお問合せ先
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分

さくら薬局グループ　KG2406-15

患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

さくら薬局グループ

KG2408-20